

## 土壤汚染対策法に基づく土壤の汚染状態に係る基準等について

### 1 土壤汚染対策法の概要

- (1) 土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）は、土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的としている。
- (2) そのため、一定の契機（①特定有害物質を取り扱う施設の廃止時（法第 3 条）、②一定規模以上の土地の形質変更の届出の際に土壤汚染のおそれがあると認めるとき（法第 4 条）、③土壤汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがある土地があると認めると（法第 5 条））に土壤の汚染について調査することを義務付けており、調査の結果、当該土地の土壤の汚染状態が法に基づく基準に適合しない場合は、人の健康に係る被害のおそれの有無に応じ、要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「要措置区域等」という。）に指定される。自主調査によって土壤汚染が確認された場合も、土地の所有者等の申請により要措置区域等に指定することができる（法第 14 条）。
- (3) 汚染の除去等の措置により要措置区域等の指定の事由がなくなった場合は、要措置区域等の指定が解除される。

### 2 土壤の汚染状態に係る基準等

- (1) 土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして、現在 25 物質の特定有害物質が規定されており、第一種特定有害物質（揮発性有機化合物 11 物質）、第二種特定有害物質（重金属等 9 物質）、第三種特定有害物質（農薬等 5 物質）に分かれている。
- (2) これら特定有害物質による土壤の汚染状態に係る基準として、土壤溶出量基準（地下水經由の観点）及び土壤含有量基準（直接摂取の観点）が定められており、要措置区域等の指定の要否を判断する基準となる。
- (3) 土壤溶出量基準は、すべての特定有害物質に設定されており、人が一生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される 1 日当たりの摂取量（耐用一日摂取量。以下「TDI」という。）を基礎として設定されている。具体的には、1 日当たりの飲用量を 2L とし、TDI の 10% が飲用により摂取されることを想定しており、地下水かん養機能を保全する観点から設定された土壤環境基準と同じ値となっている。なお、土壤環境基準については、土壤中に存在する汚染物質が、土壤中を浸透する水により溶出され、その溶出された水を地下水として飲用に供される可能性があるとの想定の下、溶出水が水質環境基準及び地下水環境基準（人の健康の保護に関するもの）に適合したものになるようとする考え方で設定している。
- (4) 土壤含有量基準は、人が直接摂取する可能性のある表層土壤中に高濃度の状態で長期間蓄積し得ると考えられる重金属等 9 物質に設定されており、TDI を基礎として設定されている。基本的に、人が汚染土壤の上に 70 年（子供の時期は 6 歳までの 6 年間、大人はその後 70 歳までの 64 年間）居住するものとし、1 日当たりの土壤摂取量を大人 100mg、子供 200mg として、TDI の概ね 10% 程度を目安として算出される。なお、年間に 1、2 回程度見られるといわれている幼児の非意図的な土壤の多量の摂食（1 回に 10g

程度)に伴う急性影響が懸念される物質(六価クロム、ふつ素及びシアン)については、この急性影響の観点からも問題のない濃度レベルとなるよう考慮されている。

- (5) また、汚染の除去等の措置を選択する際に使用する指標として、すべての特定有害物質に第二溶出量基準が定められており、現在、土壤溶出量基準の値の3倍から30倍に相当する値となっている。法に基づく汚染土壤処理施設(埋立処理施設)では、第二溶出量基準に適合しない汚染土壤を受け入れてはならないとされている。

### 3 改正内容

平成29年4月1日付けでクロロエチレンが特定有害物質に追加され、土壤溶出量基準及び第二溶出量基準が設定される。また、平成26年8月1日付けで1,1-ジクロロエチレンの基準値が変更されている。

表 土壤溶出量基準及び第二溶出量基準の改正内容 (単位: mg/L)

特定有害物質の種類		改正前	改正後
クロロエチレン	土壤溶出量基準	規定なし	0.002以下
	第二溶出量基準	規定なし	0.02以下
1,1-ジクロロエチレン	土壤溶出量基準	0.02以下	0.1以下
	第二溶出量基準	0.2以下	1以下

※ クロロエチレン及び1,1-ジクロロエチレンの測定方法は、土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件(平成15年環境省告示第18号)で定める方法である。